

調布市商工会 中小企業等家賃支援給付金 申請要領



目次

1. 家賃支援給付金とは

1-1. 家賃支援給付金とは	P.2
----------------	-----

2. 申請方法の概要

2-1. 申請のながれ	P.4
-------------	-----

2-2. 申請できる中小企業等	P.5
-----------------	-----

2-3. 給付額の算定の基礎となる契約・費用	P.8
------------------------	-----

2-4. 給付額の算定方法	P.15
---------------	------

3. 申請方法の詳細

3-1. 申請書類について	P.18
---------------	------

3-2. 宣誓	P.20
---------	------

3-3. 売上情報に関する注意・よくある不備	P.23
------------------------	------

4. 申請後のながれ

4-1. 申請に不備があった場合について	P.24
----------------------	------

4-2. 家賃支援給付金の振り込みのお知らせ	P.24
------------------------	------

1 家賃支援給付金とは

1-1. 家賃支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、**地代・家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付します。**

1-1-1. 給付の対象

次の①～⑥をすべて満たす中小企業等

※中小企業等の定義はP 5を参照。

- ①個人の場合は市内に住所を有すること。
法人の場合は登記上の本店所在地を市内に有すること。
- ②市内に給付対象事業所等があること。
- ③今後も事業継続の意思があること。
- ④納期の経過した市税を完納していること。
- ⑤2020年5月～12月の売上高等について、連続する2か月の合計が前年同期比20%以上50%未満減少していること。
- ⑥申請時に国による家賃支援給付金の支給対象とならないこと。

1-1-2. 給付額

最大45万円（申請時直前の1か月における支払賃料×1/5×6か月分）

※給付上限45万円、1,000円未満切り捨て

自らの事業のために占有する建物、土地、駐車場、倉庫代等の支払いがあること。

※敷金・礼金は対象外

1-1-3. 申請の期間

給付金の申請の期間は、2020年10月15日から2021年2月15日までです。

締め切りまでに申請の受付が完了したもののみが対象となります。

1-1-4. 申請の手続方法

- ① 調布市商工会中小企業等家賃支援給付金ポータルサイトから申請書および必要書類をダウンロードしてください
- ② 調布市商工会・調布市役所産業振興課でも申請書を配布しています。
- ③ 郵送にて提出（2021年2月15日消印有効）。
- ④ 窓口での受付もしますが、事前予約制となります。

<書類提出先>

〒182-0026 調布市小島町2-36-21

調布市商工会 中小企業等家賃支援給付金事務局

※簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

1-1-5. お問い合わせ先

調布市商工会 中小企業等家賃支援給付金事務局

電話番号：042-444-0166

窓口受付時間：10時00分～16時00分（事前予約制）

電話受付時間：9時00分～17時30分

※窓口での受付は事前予約のみとさせていただきます。

※土・日・祝・年末年始12/29～1/3は休み。

※「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意ください。

2 申請方法の概要

2-1. 申請のながれ

2-1-1. 郵送による申請

郵送により申請の手続をおこないます。

調布市商工会中小企業等家賃支援給付金ポータルサイトから申請書をダウンロードしてください。申請書に必要書類を添付して、調布市商工会中小企業等家賃支援給付金事務局（以下、家賃支援給付金事務局とする）まで、郵送にてお送りください。

2-1-2. 家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認

家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認します。

※ 申請に不備があった場合は、家賃支援給付金事務局より申請者ご本人宛てに、連絡が入ります。

2-1-3. 給付通知書を発送／ご登録の口座に振り込み

家賃支援給付金事務局より、申請者ご本人宛てに給付通知書を発送し、ご登録の口座に振り込みをします。

▶ 詳細：4 - 2. 家賃支援給付金の振り込みのお知らせ

2-2. 申請できる中小企業等

2-2-1. 給付の対象となる方 1/2ページ

次の①～⑥をすべて満たす中小企業等

※中小企業等の定義は下の表を参照。

- ①個人の場合は市内に住所を有すること。
法人の場合は登記上の本店所在地を市内に有すること。
- ②市内に給付対象事業所等があること。
- ③今後も事業継続の意思があること。
- ④納期の経過した市税を完納していること。
- ⑤2020年5月～12月の売上高等について、連続する2か月の合計が前年同期比20%以上50%未満減少していること。
- ⑥申請時に国による家賃支援給付金の支給対象とならないこと。

令和2年4月1日時点において、次の㉔、㉕のいずれかを満たす法人をいいます。

㉔中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（個人を除く）であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。

〈中小企業の定義〉（中小企業基本法第2条）

次の表の㉖、または㉗に該当する会社です。

業種分類	㉖資本金の額または出資の総額	㉗常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

㉕個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下、または常時使用する従業員の数が300人以下であるもの。

医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益社団法人等、会社以外の法人も幅広く対象となります。

※ 個人は従業員数のみ。法人は資本金の額、または従業員数のいずれか一方が該当していればよい。

2-2-1. 給付の対象となる方 2/2ページ

例) 2020年5月から6月までの売上の合計が、前年の同じ期間（2019年5月から6月まで）の売上の合計と比較して20%以上50%未満減っている。

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	30	30	60	70	70	50	90	70	75	60	60	80

連続する2か月の売上の合計が
前年の同じ期間の合計と比較して20%以上50%未満減った

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
売上(万円)	30	30	40	30	40	30

2-2-2. 給付対象外の方

すでに国の家賃支援給付金の給付を受けた方は、再度、この家賃支援給付金を申請することができません。

また、以下のいずれかにあてはまる方は、給付対象外となります。

- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」をおこなう事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織もしくは団体
- ⑤ ①～④に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと商工会会長が判断する者

※給付要件にあてはまらない方でも、給付の対象となる可能性があります。ただし、**通常の要件にあてはまる場合の申請に比べて、申請内容の確認に時間がかかります。**

2-3. 給付額の算定の基礎となる契約・費用

2-3-1. 給付額の算定の基礎となる契約・費用 1/2ページ

以下の契約・費用が給付額算定の基礎となります。

	対象	対象外
契約	・ 賃貸借契約（土地・建物）（※1）	・ 売買契約
費用	・ 賃料（※2） ・ 共益費、管理費（※3） ※5	左記以外の費用・支出（※4） 例） ・ 電気代、水道代、ガス代 ・ 減価償却費 ・ 保険料 ・ 修繕費 ・ 動産の賃借料、リース料 ・ 契約関連費用 （更新費、礼金、解約違約金など） ・ 敷金・保証金 ・ 不動産ローン返済額 ・ 看板設置料 ・ 販売促進費 ・ テナント会費

- ※ 1 賃貸借以外の形式により土地・建物を使用・収益する契約も給付の対象となる場合がありますが、確認に時間がかかることがあります。
調布市内の土地・建物に発生する賃料のみが給付額算定の対象となります。
- ※ 2 地代・家賃として税務申告しているなど、申請者自らの事業のために使用・収益する土地・建物の賃料が対象です。したがって、地代も対象となり、例えば、申請者自らの事業のために使用・収益する駐車場の地代も対象です。なお、**住居兼事業所について、事業用の地代・家賃として税務申告している部分のみ、給付の対象**となります。
賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合（一部転貸の場合）、転貸（又貸し）をせず、自らが使用・収益する部分については、給付の対象となります。
賃料が売上に連動する場合も給付の対象となる場合があります。
- ※ 3 共益費および管理費が、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、給付額算定の基礎には含まれません。
- ※ 4 契約書において、賃料と、これら以外の費用が項目ごとに区分されておらず、賃料として一括計上されている場合には、給付額の算定の基礎に含むことがあります。
- ※ 5 賃料および共益費・管理費には、消費税などを含みます。

2-3-2. 給付額の算定根拠となる契約期間

給付の対象となるには、以下のすべてにあてはまることが条件となります。

- ① 2020年3月31日の時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ② 申請日時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ③ 申請日より直前1か月間の賃料の支払いの実績があること。

※ 2020年3月31日から申請日までの間に、引越し、再契約などをした場合、提出する契約書などは、2020年3月31日時点で締結していたものと、申請日時点で有効なもの、2種類が必要となります。

※ 同期間内に、契約を更新された場合は、更新をしたことがわかる書類を提出してください。

以下のいずれかにあてはまる契約は、賃貸借契約であっても、給付の根拠とならない契約のため、これらの賃料は給付額の算定には用いられません。

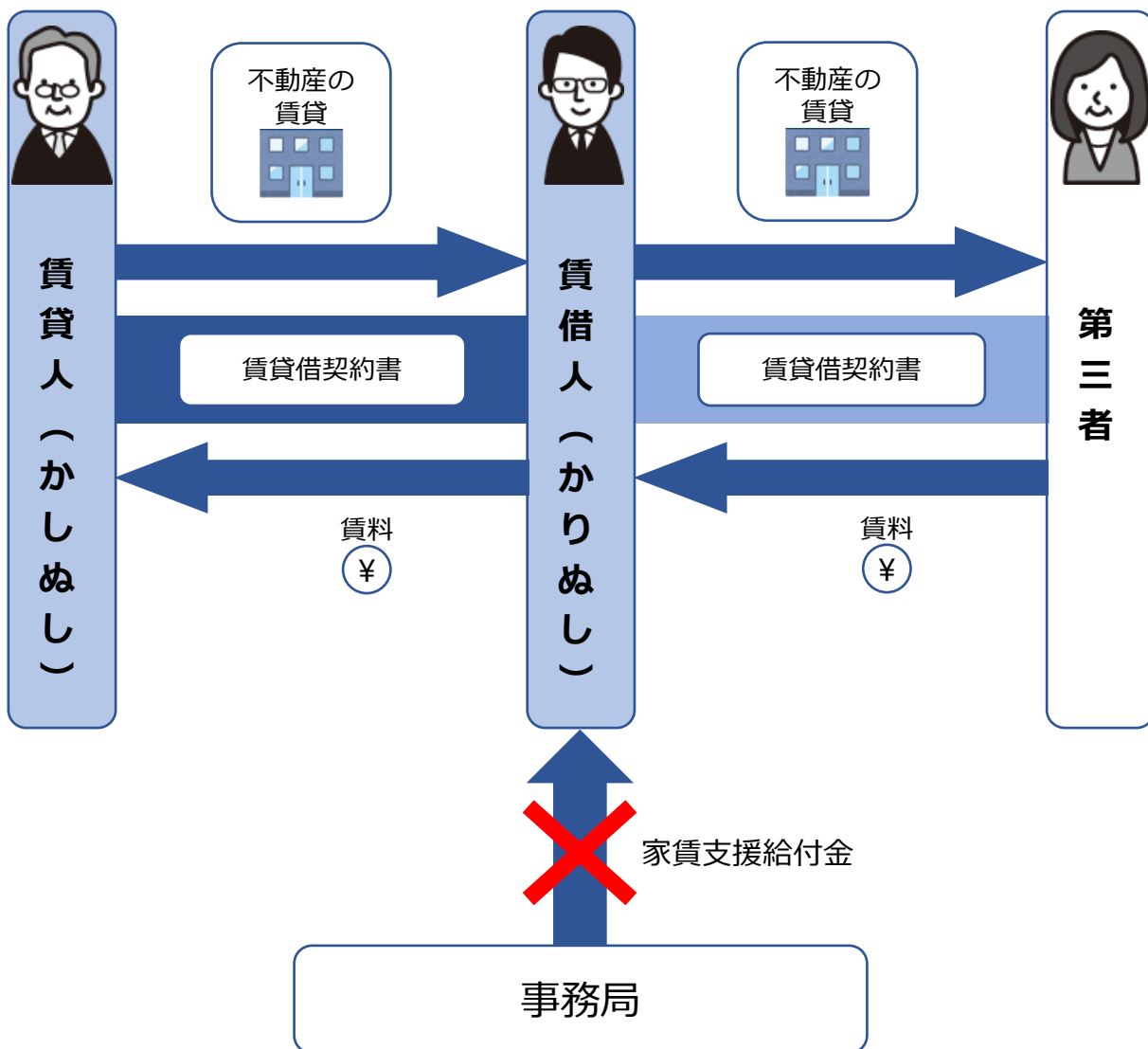
- ① 転貸（又貸し）を目的とした取引（※1）
- ② 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が実質的に同じ人物の取引（自己取引）（※2）
- ③ 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）（※3）

※1 賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合（一部転貸の場合）、転貸（又貸し）をせず自らが使用・収益する部分については、今回の給付の対象となります。

※2 賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である場合や、賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合などの会社法に規定する親会社等・子会社等の関係にある場合をさします。

※3 賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が夫婦や親子である場合などをさします。

① 転貸（又貸し）を目的とした取引

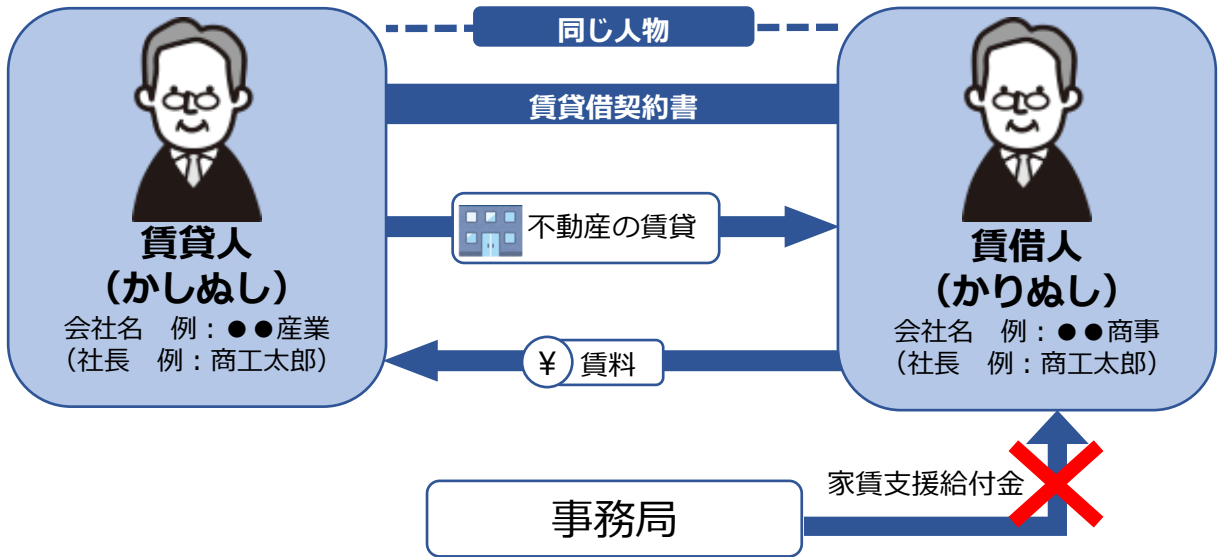


※ 賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物を全て第三者に転貸（又貸し）をした場合は、今回の給付の対象になりません。

ただし、賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）した場合（一部転貸の場合）、転貸（又貸し）をせず自らが使用収益する部分については、今回の給付の対象となります。

図 2-3-3_1 給付の算定根拠とならない契約の例①

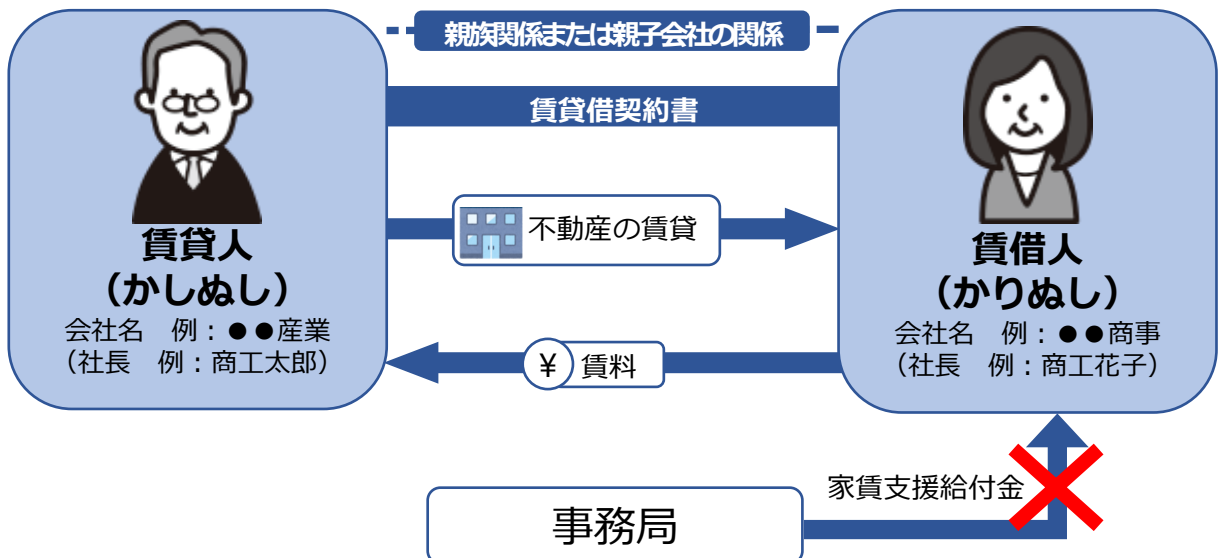
② 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が実質的に同じ人物の取引（自己取引）



※ 賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である場合や、賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合などの会社法に規定する親会社等・子会社等の関係にある場合、対象になりません。

図 2-3-3_2 給付の算定根拠とならない契約の例②

③ 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）



※ 賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が夫婦や親子である場合、対象となりません。法人の場合は、会社同士が親会社・子会社の関係にある場合のほか、会社の社長などが親族関係にある場合なども対象となりません。

図 2-3-3_3 給付の算定根拠とならない契約の例③

2-3-4. 給付に必要な書類が準備できない場合

必要な契約書等の書類が準備できない場合であっても、以下にあてはまる方は、給付の対象となる可能性があります。ただし、**通常の要件にあてはまる申請に比べて、確認に時間がかかります。**

詳細は、以下の表をご確認ください。

例外	追加提出書類
賃貸借契約書上の賃貸人（かしぬし）の名義と現在の賃貸人（かしぬし）の名義が異なる場合	様式第4号
申請者が賃貸借契約書の賃借人（かりぬし）などの名義と異なる場合	様式第5号
2020年3月31日時点と申請日時点において、契約が有効であるのに、契約書を見てもわからない場合	様式第6号
契約書が存在しない場合	様式第7号
申請日の1か月前までの期間の賃料の支払い実績を証明する書類が存在しない場合	様式第8号
申請日の1か月前までの期間に、賃貸人（かしぬし）から賃料の支払いの免除などを受けている場合	様式第9号

※上記以外にも例外が認められる可能性があります。

2-4. 給付額の算定方法

2-4-1. 給付額

給付率・上限額の算定方法にしたがって、月額給付額（上限7.5万円）の6倍、**最大45万円**を受給することができます。

- ・最大45万円（申請時直前の1か月における支払賃料×1/5×6か月分）
※給付上限45万円、1,000円未満切り捨て
- ・自らの事業のために占有する建物、土地、駐車場、倉庫代等の賃料の支払があること。
※敷金・礼金は対象外

2-4-2. 給付額の算定方法

給付額は、申請日の直前1か月以内に支払った金額を算定の基礎とします。
給付額の上限は月額7.5万円となります。

例)

給付金の申請を10月15日におこなった場合において、9月16日から10月15日までに、賃料として支払った金額をもとに算定します。



※申請日が10月15日の場合、算定の基準となる対象の期間は
9月16日から10月15日となります。

図 2-4-2_1 給付額の算定の基礎となる賃料

申請日の直前1か月以内に支払った賃料が20万円の場合
賃料の1/5を6倍した金額を給付します。

例)

申請日が10月15日で、10月分の支払いが完了している場合

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

対象の賃料

10月 賃料20万円 $\times \frac{1}{5} \times 6 = 24$ 万円

給付額
24万円

図 2-4-2_2 給付額の算定例

2-4-3. 給付申請のタイミング

要件にあてはまる申請者は、**申請の期間中のどの月においても申請をおこなうことができます。**
なお、期間中1回のみ申請することができます。

申請時の注意事項

- ① 申請書類に不足や誤りがある場合、追加の書類の提出を求めたりするため、支払まで時間を要します。送付時に「申請書提出チェックシート」を利用し、必ず確認してください。
- ② 提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。コピーをお取りいただくことをお勧めします。
- ③ 窓口での受付は、事前予約のみとさせていただきます。下記ダイヤルにお電話ください。
<調布市商工会 中小企業等家賃支援給付金事務局>
☎042-444-0166 9:00~17:30（土・日・祝・年末年始12/29~1/3 休み）
- ④ 提出書類は、申請書提出チェックシートのリストの順番で提出してください。
- ⑤ 提出書類は、すべてA4サイズ（片面印刷）で折りたたまずに提出してください。
- ⑥ 提出書類は、クリップ止めで提出してください。
- ⑦ 提出書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ⑧ 提出書類に個人番号（マイナンバー）の表記がある場合は、塗りつぶして提出してください。

3-1. 申請書類について 1/2ページ

申請書類

【作成していただく書類】	
	申請書提出チェックシート
①	調布市商工会中小企業等家賃支援給付金交付申請書（様式第1号）【原本】
②	交付申請額及び売上高減少率確認表（様式第2号）
③	調布市商工会中小企業等家賃支援給付金交付申請に係る誓約書（様式第3号）【原本】
【ご準備していただく書類】	
④	2020年5月から12月の売上高等について、連続する2か月の合計が、前年同期比20%以上50%未満減少していることを確認できる以下の資料【コピー】 ※試算表、売上台帳、売上明細等、売上高がわかる資料
⑤	2019年5月から12月までのうち、書類番号④で選択した月と同月2か月の売上高を確認できる以下の資料【コピー】 【法人の場合】 法人税確定申告書の別表一、法人事業概況説明書（表裏） ※法人事業概況説明書により売上額がわからない場合は、試算表、売上台帳、売上明細等の売上高がわかる資料を追加 【個人の場合】 青色申告： 確定申告書の第一表、決算書の1・2ページ（損益計算書、月別売上） ※上記資料に月別売上高の記載がない場合は、試算表、売上台帳、売上明細等の売上高がわかる資料を追加 白色申告： 確定申告書の第一表、収支内訳書の表面
⑥	賃貸借契約書（以下の内容がわかるもの）【コピー】 貸主・借主の名前、家賃、契約期間、対象物件情報（所在地、構造・規模、使用目的等） ※上記資料がない場合は、賃貸借契約等証明書（様式第7号）を提出
⑦	申請時直前の1か月以内に賃料を支払ったことを確認できる資料【コピー】 領収書、引き落とし口座等の支払者・支払日・支払金額・支払対象月がわかる資料
⑧	給付金の振込先口座の通帳【コピー】 金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（カタカナ）がわかる箇所をコピーしてください。 口座名義人は申請者と同一であることとします。 【法人の場合】 法人名義（法人の代表者名義も可） 【個人の場合】 申請者本人の名義

申請書類

⑨	申請者の本人確認書類【コピー】 法人の代表者（登記簿の添付は不要）、個人事業主本人	
	1点で確認できる書類	<p>※本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証（両面） ※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。 ●個人番号カード（表面のみ） ●写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） ●在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面） ※在留の資格が特別永住者のものに限る。
	2点の組み合わせで、確認できる書類	<p>例) 健康保険証と住民票の写し 例) 国民年金手帳と公共料金の領収証書</p> <p>※申請時に上記書類をご用意できない場合は、お問い合わせください。</p>

※ P18申請書類⑤の確定申告書（法人の場合は別表一、個人の場合は第一表）は収受日付印のあるもの、または、電子申告した場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。

※ 申請書は、調布市商工会中小企業等家賃支援給付金ポータルサイトからダウンロードしてください。

また、調布市商工会、調布市役所産業振興課でも配布しています。

3-2. 宣誓

3-2-1. 宣誓項目 1/2ページ

申請者は、給付金を受給するにあたり、以下の内容について、所定の様式による**自署の調布市商工会中小企業等家賃支援給付金申請に係る誓約書の提出により、宣誓いただきます。**

- ☑ 申請者は、家賃支援給付金を受給後も、事業を継続する意思があること。
- ☑ 申請者は、給付対象条件を満たしていること。
- ☑ 申請者は、市税の滞納をしていないこと。
- ☑ 申請者は、賃貸借契約などに基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地または建物を使用および収益していること。
- ☑ 申請者は、申請に係る土地または建物を他者に転貸（又貸し）していないこと。（※1）
- ☑ 申請者は、申請に係る土地または建物が転貸を制限する条項に違反していることを、契約時に認識していなかったこと。（※2）
- ☑ 申請者は、法律上の原因なくまたは違法に土地または建物を使用および収益していないこと。
- ☑ 申請者は、申請に係る土地または建物に関し、自己取引および親族間取引をおこなっていないこと。
- ☑ 必須入力事項や証拠書類などの内容が虚偽でないこと。
- ☑ 申請者は、過去、家賃支援給付金を受け取った者でないこと。
- ☑ 申請者は、不給付要件に該当しないこと。
- ☑ 申請者は、市の給付金を受領後、国の家賃支援給付金をもらった場合は返還すること。
- ☑ 申請者は、家賃支援給付金事務局および調布市商工会会長の委任した者がおこなう、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査などの調査に応じること。
- ☑ 申請者は、不正受給（※3）が判明した場合には、規程にしたがい給付金の返還などをおこなうこと。
- ☑ 申請者は、暴力団排除に関する誓約事項に同意すること。
- ☑ 申請者は、給付金の申請および給付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること。
- ☑ 申請者は、調布市商工会中小企業等家賃支援給付金要領に従うこと。

※1 「申請者は、申請に係る土地または建物を他者に転貸（又貸し）していないこと」とは、以下のいずれかを意味します。

- ① 申請に係る土地または建物の全部を他者に転貸（又貸し）していないこと。
- ② 土地または建物の一部を転貸（又貸し）している場合には、当該転貸部分に係る賃料を除いて申請すること。

※2 「申請に係る土地または建物が転貸を制限する条項に違反していること」とは、以下を意味します。

- ① 申請に係る土地または建物が、転貸（又貸し）されたものであること。（転貸（又貸し）：賃貸人（かしぬし）が第三者から借りた土地または建物を、さらに申請者に貸していること）
- ② その土地または建物について、a. 転貸（又貸し）の禁止や、b. 転貸（又貸し）に際して第三者の許可を得ることなどの制限が設けられており、申請者への転貸（又貸し）が、この禁止や制限に反しておこなわれていたこと。
また、「…違反していることを、契約時に認識していなかったこと」とは、上記①②を、契約時に知っていなかったことを意味します。

※3 「不正受給」とは、以下を意味します。

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、**故意に基本情報などに虚偽の記入をおこないまたは偽りの証明をおこなうことにより、本来受けることができない給付金を受け、または受けようとする**ことなど。

例えば、申請時に廃業することが確定していたにもかかわらず、「事業を継続する意思があること」の宣誓をすることは、虚偽の宣誓を行ったものとして、**不正受給に当たる可能性**があります。

3-2-2. 暴力団排除に関する誓約事項

申請者は、給付金を受給するにあたり、以下の内容について誓約いただきます。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人など（個人、法人または団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるときまたは法人などの役員など（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事など、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員などが、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員などが、暴力団または暴力団員に対して、資金などを供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員などが、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3-3. 売上情報に関する注意・よくある不備

提出書類に不備がある場合、内容の確認などに時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要します。また、給付金の給付ができない場合がありますので、申請の手続の前に、以下に掲げるような不備がないかをご確認ください。

確定申告書における不備

- ① 確定申告書別表一ではなく、消費税の確定申告書が添付されている。
- ② 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている。
- ③ 申請書類に記入した売上と、確定申告書に記載されている売上が異なる。
- ④ 法人の場合は、法人事業概況説明書の1枚目に売上の記載がない。
- ⑤ 法人の場合は、法人事業概況説明書の2枚目に月別の売上の記載がない。
- ⑥ 確定申告書別表一の控えの収受日付印がない。

売上台帳における不備

- ① 売上台帳の売上と、記入した売上が一致しない。
- ② 売上台帳の期間と、記入時に選択した期間が一致しない。
- ③ 売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書などを添付している。
- ④ 今年の売上台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している。
- ⑤ 添付された売上台帳に記載されている月が対象期間外になっている。（今年ではない、申請日より未来の月など。）

4 申請後のながれ

4-1. 申請に不備があった場合について

申請に不備があった場合は、家賃支援給付金事務局より申請者ご本人宛てに、個別に連絡が入りますので、速やかに対応ください。

不備の内容をご確認いただき、内容の修正や必要となる書類の提出を申請締め切り日までに、再度提出してください。

4-2. 家賃支援給付金の振り込みのお知らせ

家賃支援給付金事務局は、申請の確認を完了し、家賃支援給付金の振り込みを決定した後に、ご連絡いたします。なお、通知と振り込みの順番が前後する場合があります。

- (1) 振込名義は「ショウコウカイヤチンシエンジムキョク」です。なお、通帳への印字数は金融機関によって異なります。
- (2) ご不明点、お問い合わせは「調布市商工会 中小企業等家賃支援給付金事務局」042-444-0166までご連絡をお願いします。